

大阪地方裁判所 令和●●年（○○）第●●号 差押財産公売処分取消請求事件
国側当事者・国（大阪国税局長）
令和3年11月11日却下・控訴

判 決

	選定当事者
原告	X
	（選定者は別紙1選定者目録記載のとおり）
被告	国
同代表者法務大臣	古川 禎久
処分行政庁	大阪国税局長
	吉井 浩
同指定代理人	石間 大輔
同	井上 裕貴
同	小泉 雄寛
同	美馬本 進
同	原口 真澄
同	濱田 良子
同	永濱 雅幸

主 文

- 1 本件訴えをいずれも却下する。
- 2 訴訟費用は原告の負担とする。

事実及び理由

第1 請求

- 1 大阪国税局長が令和元年10月●日付けで別紙2物件目録記載の土地についてした公売広告を取り消す。
- 2 大阪国税局長が令和元年11月26日付けで別紙2物件目録記載の土地についてした最高価申込者の決定を取り消す。
- 3 大阪国税局長が令和2年11月26日付けで別紙2物件目録記載の土地についてした売却決定を取り消す。

第2 事案の概要

大阪国税局長は、令和元年10月●日、別紙2物件目録記載の土地（以下「本件土地」という。）を公売に付するため、本件土地の所在や公売の方法（期間入札）等の事項を公告した（以下、この公売広告を「本件公売公告」といい、本件公売広告を基礎とした本件土地の公売を「本件公売」という。）。大阪国税局長は、同年11月26日、開札を実施し、本件公売に係る最高の価額による入札者を最高価申込者として決定し（以下、この決定を「本件最高価申

込者決定」という。))、令和2年11月26日、本件最高価申込者決定に係る最高価申込者に対し、本件土地の売却決定をした(以下、この売却決定を「本件売却決定」といい、本件公売公告及び本件最高価申込者決定と併せて「本件各処分」という。))。

本件は、本件土地を共有する選定者らが、原告を選定当事者として、被告を相手に、本件各処分の取消しを求める事案であると解される(ただし、被告は、本件訴えに係る請求が特定されていないなどと主張して、本件訴えを却下する旨の裁判を求めるとともに、原告の請求を棄却する旨の裁判を求めている。))。

1 関係法令の定め

関係法令の定めは、別紙3「関係法令の定め」のとおりである。

2 前提事実(当事者間に争いがいか、掲記の証拠又は弁論の全趣旨により容易に認定することができる事実)

(1) 当事者等

原告(選定当事者)と選定者A(以下「A」という。)は、夫婦であり、本件土地を共有持分各2分の1の割合で共有している。

B(以下「B」という。)は、Aの父であり、原告の養親である。Bは、昭和60年5月24日、贈与により、本件土地の所有権を取得した(甲1)。

C(以下「C」という。)は、Bの父(Aの祖父)であり、原告及びAの養親である。

(2) Cの死亡及びBの死亡等

Cは、平成3年6月●日に死亡した。Cの相続人は、B、原告及びAを含め10名であった(以下、被相続人Cの相続を「第1次相続」という。))。

Bは、平成19年10月●日に死亡した。Bの相続人は、妻であるD、長女であるA、養子である原告、二女であるEの4名であった(以下、被相続人Bの相続を「第2次相続」という。))。

Eは、平成24年6月●日に死亡した。Eの相続人は、Eの母であるDのみであった(以下、被相続人Eの相続を「第3次相続」という。))。

Dは、平成28年3月●日に死亡した。Dの相続人は、長女であるA及び養子である原告の2名であった(以下、被相続人Dの相続を「第4次相続」という。))。

(3) Bによる第1次相続に係る相続税の申告及び修正申告等

ア 本件申告、本件修正申告及び本件各物納申請

Bは、平成3年12月●日、枚方税務署長に対し、第1次相続に係る相続税の申告をし(以下、この申告を「本件申告」という。))、併せて、本件申告に係る相続税のうち1億1357万7100円について、相続税物納申請書を提出して物納申請をした(以下、この物納申請を「本件物納申請1」という。)(甲10、乙1、10)。

Bは、平成6年10月4日、枚方税務署長に対し、本件申告の修正申告をし(以下、この修正申告を「本件修正申告」という。))、併せて、本件修正申告に係る相続税57万0200円について、相続税物納申請書を提出して物納申請をした(以下、この物納申請を「本件物納申請2」といい、本件物納申請1と併せて「本件各物納申請」という。)(甲11、乙2、11)。

イ 本件各徴収猶予決議

本件物納申請1に係る相続税物納申請書の「徴収猶予決議」欄には、決議日として

「3・12・27」の日付印が押され、上記「徴収猶予決議」欄のうち、署長、副署長、総務課長の各決裁欄には「委任事項」との記載があり、統括官の決裁欄には、当時、統括官を務めていた者の印が押されている（以下、この「徴収猶予決議」欄においてされたと被告が主張する決議を「本件徴収猶予決議1」という。本件徴収猶予決議1の成立等については、後記4（4）のとおり当事者間に争いがある。（乙10）。

本件物納申請2について作成された徴収猶予決議書には、本件物納申請2に係る相続税について、平成6年10月5日から物納申請の許可又は却下がされるまでの間、その徴収を猶予する旨の記載がある。また、同徴収猶予決議書のうち、署長、副署長、総務課長の各決裁欄には「委任事項」との記載があり、統括官の決裁欄には、当時、統括官を務めていた者の印が押されている（以下、上記徴収猶予決議書においてされたと被告が主張する決議を「本件徴収猶予決議2」といい、本件徴収猶予決議1と併せて「本件各徴収猶予決議」という。本件徴収猶予決議2の成立等については、後記4（4）のとおり当事者間に争いがある。）（乙11、12）。

ウ 本件各物納申請の却下

枚方税務署長から国税通則法43条3項に基づき徴収の引継ぎを受けた大阪国税局長は、平成14年11月15日、本件各物納申請をいずれも却下した（乙13、14）。

（4）第1次相続に係るBの相続税の納税義務の承継

第1次相続に係るBの相続税の納税義務（本件申告及び本件修正申告に係る相続税の納税義務）は、第2次相続により、D、原告、A及びEに承継され、第3次相続により、EからDに承継され、その後、第4次相続により、Dから原告及びAに承継された（ただし、この間、上記相続税に係る租税債務が時効により消滅しているか否かについては、後記4（4）のとおり当事者間に争いがある。）。

（5）大阪国税局長による本件土地の差押え

大阪国税局長は、平成16年5月31日、本件申告及び本件修正申告に係るBの第1次相続における相続税を徴収するため、本件土地を差し押さえ（以下、この差押えに係る処分を「本件差押処分」という。）、同年6月1日、その旨の登記をした（甲1）。

（6）本件土地に係る公売手続の経過等

ア 本件公売公告

大阪国税局長は、本件土地を公売に付するため、令和元年10月●日付け公売公告第●●号により、①本件土地の所在、地番、地目及び地積、②公売の方法（期間入札）、日時（同年11月15日から同月22日まで）及び場所、③開札の日時（同月26日午前11時）及び場所、④売却決定の日時（同年12月3日午前11時）及び場所、⑤買受代金の納付期限（同日午後3時）等の事項を公告し、これらの公告事項及び本件公売に係る国税の額を記載した公売通知書を原告及びAに対してそれぞれ送付した（以下、この公売通知書を「本件各公売通知書」という。）。本件公売に係る国税は、上記（3）アの本件申告に係るBの相続税の一部及び本件修正申告に係るBの相続税である（甲3、4、乙3の1・2）。

イ 本件各審査請求1

原告及びAは、令和元年11月8日、国税不服審判所長に対し、それぞれ審査請求をした（以下、この審査請求を「本件各審査請求1」という。）。本件各審査請求1において

提出された各審査請求書（以下「本件各審査請求書1」という。乙4の1・2）には、審査請求に係る処分（原処分）に関し、原処分庁については「大阪国税局長」と、原処分の通知書に記載された年月日については「令和1年10月●日付」と、原処分の通知書を受けた年月日については「令和1年10月25日」とそれぞれ記載されている。また、審査請求に係る処分（原処分）に関し、処分名等については、「税目等」のうち「相続税」及び「滞納処分等」の項が丸で囲まれて選択され、「滞納処分等」の項については、「処分名」として記載された複数の項目のうち「公売等」の項に丸が付され、続く括弧内には「公売処分（最高価申込者決定処分・売却決定処分等）」と記載されている。

本件各審査請求書1に記載された審査請求の理由中には、「公売処分とは、公の機関が法律の規定に基づいて、強権をもって、かつ、買受のけの機会を一般に公開して行う売買を指す。具体的には、国税徴収法に基づく滞納処分による公売がこれに該当する」、「本件公売処分とは、国税徴収法に基づいて大阪国税局長が差押財産を売却する処分をいう」、「審査請求人は審査請求書の趣旨記載のとおり本件土地に対する本件公売処分の全部の取消しを求める次第である」との記載がある（乙4の1・2）。

ウ 本件最高価申込者決定

大阪国税局長は、令和元年11月26日、開札を実施し、本件公売に係る最高の価額による入札者を最高価申込者として決定し（本件最高価申込者決定）、同月27日頃、原告及びAに対し、これを通知した（甲5、6）。

エ 本件各裁決1

国税不服審判所長は、令和2年10月29日、本件各審査請求1について、原告が本件各審査請求1により取消しを求めている処分が本件最高価申込者決定及び令和元年12月3日に予定されていた本件土地についての売却決定であると解した上で、本件土地の売却決定の取消しを求める部分については、本件土地の売却決定が令和2年10月29日時点においてされておらず、取消しの対象となる処分が存在しないから、不適法であるとして却下した上で、本件最高価申込者決定の取消しを求める部分については、理由がないとして棄却する旨の裁決をした（以下、この裁決を「本件各裁決1」という。乙5の1・2）。

なお、国税不服審判所長は、本件各審査請求1がされた時点（令和元年11月8日）においては本件土地についての最高価申込者の決定及び売却決定がされていなかったことから、令和元年11月21日、原告及びAに対し、審査請求の対象とする処分が本件公売公告である場合にはその旨の補正をすることを求めたが、原告及びAは、これに対し、本件各審査請求書1に記載のとおり「滞納処分等として本件公売処分（最高価申込者決定処分・売却決定処分等）の取消しを求める」旨記載した書面を提出した。

オ 変更公告

大阪国税局長は、令和2年11月●日、本件公売公告により公告された売却決定の日時を同月26日午前11時に、買受代金の納付期限を同日午後3時に、それぞれ変更する旨の公告（以下「本件変更公告」という。）をし、原告及びAに対し、その旨通知した（乙6）。

カ 本件各審査請求2

原告及びAは、令和2年11月19日、国税不服審判所長に対し、それぞれ審査請求をした（以下、この審査請求を「本件各審査請求2」という。）。本件各審査請求2におい

て提出された各審査請求書（以下「本件各審査請求書2」という。乙8の1・2）には、原処分庁については「大阪国税局長 小原昇」と、原処分の通知書に記載された年月日については「令和2年11月●日」と、原処分の通知書を受けた年月日については「令和2年11月●日」とそれぞれ記載されている。また、処分名等については、「税目等」のうち「相続税」及び「滞納処分等」の項が丸で囲まれて選択され、「公売処分（R1. 10●付549㎡公売処分のR2. 11. ●付売却決定日時変更処分）」と記載されている。

キ 本件売却決定

大阪国税局長は、令和2年11月26日、本件最高価申込者決定に係る最高価申込者に対し、本件土地の売却決定をした（本件売却決定。乙7）。

ク 本件各裁決2

国税不服審判所長は、令和3年6月15日、本件各審査請求2について、それぞれ審査請求を却下する旨の裁決をした（以下、この裁決を「本件各裁決2」という。乙9の1・2）。

本件各裁決2は、却下の理由として、本件各審査請求2が「国税に関する法律に基づく処分」（国税通則法75条1項）についてされたものとは認められないから不適法であることを挙げている。

(7) 本件訴えの提起

原告は、令和3年4月27日、本件訴えを提起した。

3 争点

（本案前の争点）

(1) 本件訴えに係る請求の特定の有無

(2) 訴えの利益の有無

(3) 適法な審査請求の前置の有無

（本案の争点）

(4) 本件各処分の適法性

4 争点に関する当事者の主張

(1) 争点（1）（本件訴えに係る請求の特定の有無）について

（原告の主張）

本件訴えについて、請求は特定されている。

（被告の主張）

本件訴えは、公売手続における行政庁の行為（①公売公告〔国税徴収法95条1項〕、②最高価申込者の決定〔同法104条1項〕、③売却決定〔同法113条〕及び④配当〔同法128条以下〕）のうち、どの行為を対象として取消しを求める請求をするものであるかが特定されておらず、請求の特定を欠くものである。

(2) 争点（2）（訴えの利益の有無）について

（原告の主張）

本件訴えについて、訴えの利益は認められる。

（被告の主張）

公売公告の目的は、公売財産の需要を喚起し、高価有利な買受申込みを誘引することにあるから、買受申込みに対する承諾に当たる売却決定がされた後は、公売公告は目的を達成し、

その法的効果が消滅する。

また、最高価申込者の決定は、換価処分の安定化の措置の一環として、公売手続と売却決定手続を明確に区別し、これらの手続の関連を明確にすることを目的とするものであるから、売却決定がされた後は、最高価申込者の決定は目的を達成し、その法的効果が消滅する。

そうすると、本件においては、本件公売公告及び本件最高価申込者決定がされた後に、本件売却決定がされているから、本件売却決定に先行する本件公売公告及び本件最高価申込者決定の取消しを求める法律上の利益は消滅しているというべきである。

(3) 争点 (3) (適法な審査請求の前置の有無) について

(原告の主張)

原告及びAは、令和元年11月8日、国税不服審判所長に対し、本件土地についての公売処分の取消しを求めて審査請求をしているのであるから、適法な審査請求を経ている。

(被告の主張)

本件公売公告及び本件売却決定については、適法な審査請求を経していないから、本件訴えのうちこれらの取消しを求める部分は、不服申立ての前置(国税通則法115条1項)を欠く不適法な訴えである。

原告及びAが本件各審査請求1において取消しを求めたのは本件最高価申込者決定及びその後予定されていた売却決定(本件変更公告による日時の変更前のもの)であり、本件公売公告は審査請求の対象となっていない。また、本件各裁決1がされた時点において、本件売却決定はされていなかったのであるから、本件各審査請求1をもって、本件売却決定についての適法な審査請求がされたものということもできない。

なお、原告及びAは、本件各審査請求2においても、審査請求の対象は本件変更公告に係る「売却決定日時変更処分」である旨主張しており、本件売却決定を審査請求の対象としていないから、本件各審査請求2をもって、本件売却決定についての適法な審査請求がされたものということもできない。

(4) 争点 (4) (本件各処分の適法性) について

(被告の主張)

ア 本件各処分は、次のとおり適法である。

(ア) 本件公売に係る国税のうち、本件申告に係る相続税(法定納期限は平成3年12月●日である。)については、平成3年12月27日に本件徴収猶予決議1がされたため、同日から平成14年11月15日付けで本件物納申請1が却下されるまでの間は、徴収の猶予により時効は進行しない(国税通則法73条4項)。そして、本件申告に係る相続税について、平成16年5月31日付けで本件差押処分がされたことによって時効が中断し(国税通則法72条3項、民法〔平成29年法律第44号による改正前のもの。以下同じ。〕147条2号)、その差押えによる時効中断の効力は、現在も継続している。

したがって、本件申告に係る相続税は、時効により消滅していない。

(イ) Bの本件修正申告に係る相続税の法定納期限は、本件申告に係る相続税と同じく平成3年12月●日であるが、修正申告は時効中断事由としての承認(国税通則法72条3項、民法147条3号)に該当するから、本件修正申告がされた平成6年10月4日に時効が中断し、その翌日である同月5日から新たに時効が進行する(国税通則法72条

3項、民法157条1項)。もっとも、本件修正申告に係る相続税については、本件物納申請2がされ、同月4日に本件徴収猶予決議2がされているから、同月5日から平成14年11月15日付けで本件物納申請2が却下されるまでの間は、徴収の猶予により時効が進行しない。そして、本件修正申告に係る相続税について、平成16年5月31日付けで本件差押処分がされたことによって時効が中断し(国税通則法72条3項、民法147条2号)、その差押えによる時効中断の効力は、現在も継続している。

したがって、本件修正申告に係る相続税は、時効により消滅していない。

(ウ) そうすると、本件公売に係る国税については、時効の中断事由等があり、時効により消滅していないから、上記国税の納税義務が存在することを前提としてされた本件各処分は適法である。

イ これに対し、原告は、本件各徴収猶予決議が成立していない、本件各徴収猶予決議に関する通知がBに到達していない旨主張する。

しかし、本件各徴収猶予決議は、決裁権限の委任を受けた統括官の専決により成立していることが明らかである。また、徴収の猶予の効力は、本件各徴収猶予決議によって生じており、Bへの通知の有無にかかわらず効力が発生するものであるし、枚方税務署の担当国税徴収官は、B宛てに徴収猶予通知書を普通郵便で発送し、これがBに到達している。

したがって、原告の主張はいずれにしても理由がない。

(原告の主張)

ア 次のとおり、本件各処分が適法であるということできない。

本件公売に係る国税は、納期限が平成3年12月●日又は平成6年10月4日であるから、これらの日の翌日からそれぞれ5年を経過した平成8年12月●日又は平成11年10月4日の経過により、その援用を要することなく、いずれも時効により消滅した(国税通則法72条1項、2項)。そうすると、Bが死亡した平成19年10月●日時点では、Bが本件公売に係る国税を滞納していたということできないから、原告及びAは、第2次相続、第3次相続及び第4次相続によって本件公売に係る国税の納税義務をBから承継していない。

したがって、本件各処分は、本件公売に係る国税の納税義務が存在しないにもかかわらずされたものであるから、不適法である。

イ これに対し、被告は、本件各徴収猶予決議がされており、徴収の猶予がされていた期間は時効が進行せず、かつ、猶予がされていた期間が終了した後、約1年半が経過した平成16年5月31日に本件差押処分がされたことによって時効が中断した旨主張する。

しかし、徴収猶予の権限を有するのは税務署長であるところ、本件各物納申請に係る申請書の徴収猶予決議欄に作成日や税務署長の決裁印がないことからすれば、本件各徴収猶予決議は成立していないというべきである。

また、行政行為は表示行為によって成立するものであって、行政機関の内部で確定したものであっても、外部に表示しない間は意思表示ではあり得ず、行政行為が書面の作成によって表示されたときは、その書面の到達によって行政行為としての効力を生ずる。そして、本件各徴収猶予決議について、通知に係る文書送付記録簿が現存しないこと等からすれば、本件各徴収猶予決議がBに通知されていたとはいえないから、本件各徴収猶予決議の効力は生じていない。

したがって、本件公売に係る国税について時効が中断したということとはできない。

第3 当裁判所の判断

1 争点(1) (本件訴えに係る請求の特定の有無)について

(1) 原告は、本件の訴状において、本件訴えにより取消しを求める対象について、「大阪国税局長が令和元年10月●日付けでなした」「原告らに対する国税徴収法に基づく各公売通知書記載の公売処分」と記載している。

(2) ところで、公売とは、滞納者の財産から租税債権を強制的に徴収するために、国又は地方公共団体が自ら納税義務者の財産を差し押さえて租税債権の満足を図る手続である滞納処分において、差押財産を換価するために国税徴収法により定められた一連の手続であり、具体的には、その手続の進行に応じて、公売公告、公売の通知、見積価額の決定・公告、入札・開札、最高価申込者の決定、売却決定等の各手続がある。

そして、原告が訴状に記載した「各公売通知書」とは、訴状と共に証拠として提出された本件各公売通知書(甲3、4)を指すと解されるところ、本件各公売通知書には、本件公売に係る本件土地の所在、公売の方法及び国税の額等が記載されているほか、「公売についての不服申立て又は取消しの訴えの提起に関するお知らせ」として、本件土地の「公売手続につきましては、①公売公告、②最高価申込者の決定、③次順位買受申込者の決定又は④売却決定の各処分に対して、以下のとおり不服申立て又は取消しの訴えを提起することができます」などと記載されている。

(3) また、原告は、本件訴えに係る審査請求は本件各審査請求1である旨主張するところ、本件各審査請求1に関して原告及びAが提出した本件各審査請求書1に、①審査を求める原処分の日付として本件公売公告の日付が記載されている一方で、審査を求める原処分としては「公売処分(最高価申込者決定処分・売却決定処分等)」と記載されており、②審査請求の理由として「本件公売処分の全部の取消しを求める次第である」と記載されていること等(前記前提事実(6)イ)に照らせば、原告及びAは、本件各審査請求1において、本件公売に係る公売公告、最高価申込者の決定及び売却決定を含む全ての処分のうち、既にされた処分について争う意思を示すとともに、今後される予定の処分についても争う意思を有していることを示していたものといえる。

(4) 上記(2)及び(3)を踏まえれば、原告の訴状の記載(上記(1))は、本件訴えにおいて、本件公売に係る手続においてされた処分のうち、本件各公売通知書において取消しの訴えを提起することができる旨教示された全ての処分(上記(2))の取消しを求める趣旨であると解される。

そして、本件公売において、次順位買受申込者の決定はされておらず、他方、公売公告、最高価申込者の決定及び売却決定は本件訴え提起時において既にされていたというのである(前記前提事実(6))。

そうすると、本件訴えは、原告の意思を合理的に解釈すれば、本件各処分(本件公売公告、本件最高価申込者決定及び本件売却決定)の取消しを求めるものと解するのが相当である。

(5) したがって、原告が本件訴えにより取消しを求める対象は合理的に特定することができるから、本件訴えについて、請求は特定されている。

2 争点(2) (訴えの利益の有無)について

(1) ア 公売公告(国税徴収法95条1項)は、差押財産等を公売に付するときに、公売に付

する財産や公売の方法、公売の日時及び場所等、公売に関し重要と認められる事項を公告することによって差押財産等の売買契約の申込みを誘引するものであるから、公売公告に応じてされた入札（売買契約の申込みに当たるもの）を経て、最高価申込者に対する売却決定（売買の承諾の意思表示に当たるもの）がされた場合には、その目的を達したもとの法的効果を失うものと解するのが相当である。

また、最高価申込者の決定（国税徴収法104条1項）は、差押不動産の買受希望者の中から買受適格のある申込者を決定するものであり、最高価申込者の決定を受ける者に対し、当該不動産の売却決定を受け得る法的地位を付与する効果を発生させる処分である。このような最高価申込者の決定の性質や、国税徴収法が、換価処分の安定化の措置の一環として、公売公告や入札等の買受人を選定するための手続と売却決定手続を明確に区別するために最高価申込者の決定を定めたものと解されることを踏まえれば、最高価申込者に対して売却決定がされた場合には正式に買受人の法的地位が付与され、最高価申込者の決定は、同決定に係る売却決定がされたことにより、その目的を達したもとの法的効果を失うものと解するのが相当である。

イ これを本件についてみると、本件公売公告及び本件最高価申込者決定については、これらに引き続いて本件売却決定がされている。そうすると、本件公売公告及び本件最高価申込者決定については、いずれも法的効果が既に消滅しているというべきである。

(2) そして、本件においては、原告及びAに関し、本件公売公告及び本件最高価申込者決定の法的効果が消滅しているにもかかわらず、なお本件公売公告及び本件最高価申込者決定の取消しによって回復すべき法律上の利益が存すると解すべき事情は認められない。

(3) そうすると、本件訴えのうち、本件公売公告及び本件最高価申込者決定の取消しを求める部分は、取消しを求める処分の法的効果が既に消滅しており、処分の取消しにより回復すべき法律上の利益が存するということはできないから、訴えの利益を欠く不適法なものであるというべきである。

3 争点（3）（適法な審査請求の前置の有無）について

本件売却決定は、令和2年11月26日にされたものであり、本件各審査請求1がされた時点（令和元年11月8日）及び本件各裁決1がされた時点（令和2年10月29日）のいずれにおいても、まだ本件売却決定はされていなかったのであるから、原告及びAが、本件各審査請求1により、本件売却決定について審査請求をしたものであるということとはできない。

また、本件各審査請求2についても、①原告及びAが本件各審査請求2をした時点（令和2年11月19日）においては、まだ本件売却決定がされていなかったことに加え、②本件各審査請求書2の記載に照らして、本件各審査請求2は本件変更公告についてされたものであると解されることを踏まえれば、原告及びAが、本件各審査請求2により、本件売却決定について審査請求をしたものであるということとはできない。

したがって、本件売却決定について、適法な審査請求を経ているということとはできないから、本件訴えのうち本件売却決定の取消しを求める部分は、適法な審査請求の前置（国税通則法115条1項）を欠き、不適法であるというべきである。

4 小括

以上によれば、本件訴えのうち、本件公売公告及び本件最高価申込者決定の取消しを求める部分については、訴えの利益を欠くものであるから不適法であり、また、本件売却決定の取消

しを求める部分についても、適法な審査請求の前置を欠くものであるから不適法である。

したがって、本件訴えは、その余の点について判断するまでもなく、いずれも不適法な訴えとして却下を免れない。

第4 結論

よって、本件訴えはいずれも不適法であるから、これらをいずれも却下することとして、主文のとおり判決する。

大阪地方裁判所第7民事部

裁判長裁判官 山地 修

裁判官 太田 章子

裁判官 関 堯熙

別紙 1

選定者目録

選定者 X

選定者 A

関係法令の定め

1 国税徴収法の定め

- (1) 国税徴収法95条1項本文及び同項各号は、税務署長は、差押財産等を公売に付するときは、公売の日の少なくとも10日前までに、公売財産の名称、数量、性質及び所在、公売の方法、公売の日時及び場所、売却決定の日時及び場所、買受代金の納付の期限等の事項を公告しなければならない旨定める。
- (2) 国税徴収法96条1項は、税務署長は、同法95条の公告をしたときは、同条1項各号（同項8号を除く。）に掲げる事項及び公売に係る国税の額を滞納者等のうち知っている者に通知しなければならない旨定める。
- (3) 国税徴収法101条1項（令和元年法律第16号による改正前のもの）前段は、入札をしようとする者は、その住所、氏名、公売財産の名称、入札価額その他必要な事項を記載した入札書に封をして、これを徴収職員に差し出さなければならない旨定める。
- (4) 国税徴収法104条1項は、徴収職員は、見積価額以上の入札者等のうち最高の価額による入札者等を最高価申込者として定めなければならない旨定める。
- (5) 国税徴収法106条1項は、徴収職員は、最高価申込者等を定めたときは、直ちにその氏名及び価額を告げた後、入札又は競り売りの終了を告知しなければならない旨定める。
国税徴収法106条2項は、同条1項の場合において、公売した財産が不動産等であるときは、税務署長は、最高価申込者等の氏名、その価額並びに売却決定をする日時及び場所を滞納者及び同法96条1項各号に掲げる者のうち知っている者に通知するとともに、これらの事項を公告しなければならない旨定める。
- (6) 国税徴収法113条1項（令和2年法律第8号による改正前のもの）は、税務署長は、不動産等を換価に付するときは、公売期日等から起算して7日を経過した日において最高価申込者に対して売却決定を行う旨定める。
- (7) 国税徴収法115条1項は、換価財産の買受代金の納付の期限は、売却決定の日とする旨定める。
- (8) 国税徴収法171条1項柱書き及び同項3号は、滞納処分について、同法95条の公売公告から売却決定までの処分に関し欠陥があることを理由とする不服申立ては、換価財産の買受代金の納付の期限まででなければすることができない旨定める。
- (9) 国税徴収法184条は、国税通則法43条3項により国税局長が徴収の引継ぎを受けた場合における国税徴収法の規定の適用については、「税務署長」又は「税務署」とあるのは、「国税局長」又は「国税局」とする旨定める。

2 国税通則法の定め

- (1) 国税通則法43条3項は、国税局長は、必要があると認めるときは、その管轄区域内の地域を所轄する税務署長からその徴収する国税について徴収の引継ぎを受けることができる旨定める。
- (2) 国税通則法72条3項は、国税の徴収権の時効については、同法第7章第2節（72条及び73条）に別段の定めがあるものを除き、民法の規定を準用する旨定める。
- (3) 国税通則法73条4項は、国税の徴収権の時効は、延納、納税の猶予又は徴収若しくは滞

納処分に関する猶予に係る部分の国税につき、その延納又は猶予がされている期間内は、進行しない旨定める。

- (4) 国税通則法 105 条 1 項本文は、国税に関する法律に基づく処分に対する不服申立ては、その目的となった処分の効力、処分の執行又は手続の続行を妨げない旨定め、同項ただし書は、その国税の徴収のため差し押さえた財産の滞納処分による換価は、その財産の価額が著しく減少するおそれがあるとき、又は不服申立人から別段の申出があるときを除き、その不服申立てについての決定又は裁決があるまで、することができない旨定める。
- (5) 国税通則法 115 条 1 項本文は、国税に関する法律に基づく処分不服申立てをすることができるものの取消しを求める訴えは、審査請求についての裁決を経た後でなければ、提起することができない旨定め、同項ただし書は、同項各号のいずれかに該当するときは、この限りでない旨定める。同項 1 号は、国税不服審判所長又は国税庁長官に対して審査請求がされた日の翌日から起算して 3 月を経過しても裁決がないときを、同項 3 号は、審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その裁決を経ないことにつき正当な理由があるときをそれぞれ掲げる。

